

## 大型車通行適正化に向けた近畿地域連絡協議会

## 総括ワーキンググループ設置要領（案）

## （設 置）

第 1 条 この要領は、大型車通行適正化に向けた近畿地域連絡協議会（以下、「連絡協議会」という。）の下に、連絡協議会規約第 6 条に基づき、総括ワーキンググループ（以下「総括WG」という。）を以下のとおり設置する。

## （組 織）

第 2 条 総括WGは、連絡協議会座長が指名する委員により構成する。

2 総括WGには、委員の互選により座長を置く。

3 座長は必要に応じ、委員以外の関係者に会議への出席を求め、意見を聴取することができる。

## （開 催）

第 3 条 総括WGは必要に応じ座長が招集する。

2 座長は議事、その他の会務を総理し、座長に事故があるときは、あらかじめ座長の指名した委員がその職務を代理する。

## （所 掌）

第 4 条 総括WGは、次の事務を所掌する。

（1）連絡協議会の広報活動に関すること。

（2）その他、必要な事項に関すること。

## （事務局）

第 5 条 総括WGの事務局は、国土交通省近畿地方整備局道路部交通対策課において行う。

## （雑 則）

第 6 条 この要領に定めるものの他、総括WGの運営に関して必要な事項は、座長が定める。

## （附 則）

この要領は、平成 30 年 3 月 13 日から施行する。

この要領は、令和 元年 9 月 13 日から施行する。

この規約は、令和 2 年 月 日から施行する。

大型車通行適正化に向けた近畿地域連絡協議会  
総括ワーキンググループ 委員名簿 (案)

委員	一般社団法人 大阪府トラック協会 交通・環境部
〃	一般社団法人 京都府トラック協会 適正化事業部
〃	一般社団法人 兵庫県トラック協会 業務部
〃	一般社団法人 全国クレーン建設業協会大阪支部
〃	一般社団法人 全国クレーン建設業協会兵庫支部
〃	大阪府警察本部 交通部 交通指導課
〃	京都府警察本部 交通部 交通指導課
〃	兵庫県警察本部 交通部 交通指導課
〃	国土交通省 近畿運輸局 自動車交通部 貨物課
〃	国土交通省 近畿運輸局 自動車監査指導部
〃	国土交通省 近畿運輸局 自動車技術安全部 技術課
〃	大阪府 都市整備部 交通道路室 道路環境課
〃	京都府 建設交通部 道路管理課
〃	兵庫県 県土整備部 土木局 道路保全課
〃	大阪市 建設局 道路部 調整課
〃	堺市 建設局 土木部 路政課
〃	京都市 建設局 土木管理部 道路明示課
〃	神戸市 建設局 道路部 管理課
〃	西日本高速道路株式会社 関西支社 保全サービス事業部 道路管制センター 交通管制課
〃	阪神高速道路株式会社 管理本部 管理企画部 交通管理課

委員 本州四国連絡高速道路株式会社 業務部 道路管理課

座長 国土交通省近畿地方整備局道路部 交通対策課長

オブザーバ 公益社団法人 関西経済連合会

〃 大阪商工会議所

〃 警察庁 近畿管区警察局 広域調整部

〃 国土交通省 近畿地方整備局 港湾空港部

事務局 国土交通省 近畿地方整備局 道路部 交通対策課

(順不同)